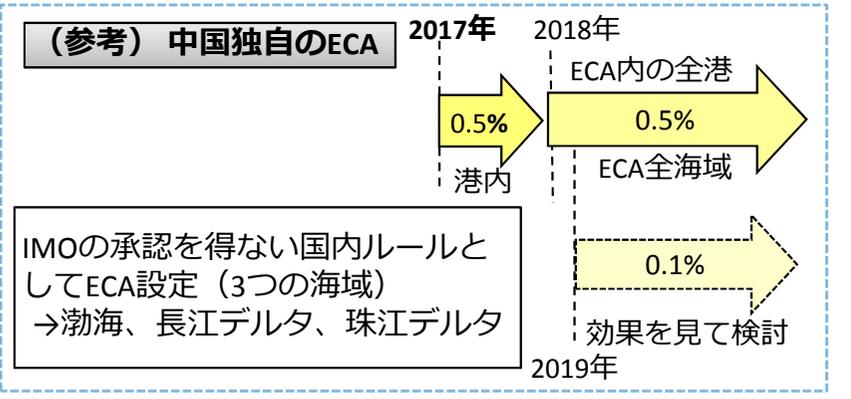
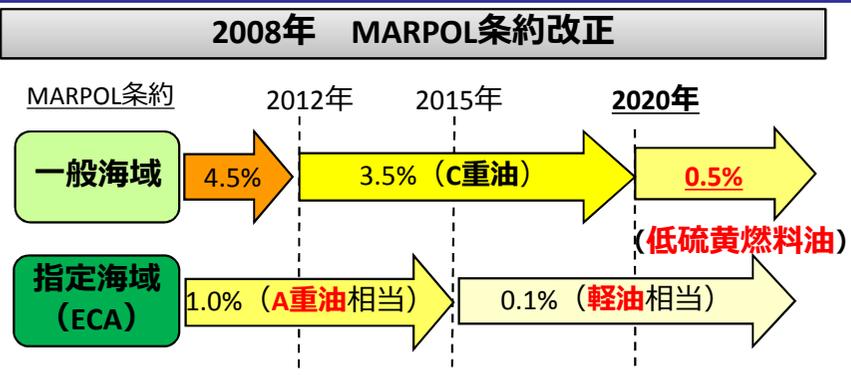


硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質(PM)削減のための国際規制

- 大気汚染物質 (SOx、PM等) は呼吸器疾患などの健康被害を起こすため、各国独自に陸上排出源・移動排出源の規制を実施。
- 船舶からの排出については、国際海事機関(IMO)で外航・内航を問わず、世界的に海洋汚染防止条約 (MARPOL条約) で規制。
- 船舶の排ガス中のSOx及びPMは、燃料油に含まれる硫黄分の量に依存するため、硫黄分の濃度上限 (%) を規制。一般海域と指定海域 (ECA : Emission Control Area) で段階的に規制強化。
- **一般海域の0.5%の規制開始時期は、2008年の条約改正により、2020年1月と規定されたが、以下の見直し条項あり。**
 - ✓ 「IMOが作成した「低硫黄燃料油の世界の需給予測」に基づき、船舶が規制に適合できるか否かを締約国が判断し、適合できない場合は、2025年1月に効力を生じる。」
- IMOの委員会 (2016年10月)で、見直し条項に基づき規制開始時期が審議され、**2020年1月規制開始で確定。**



※IMOが承認した指定海域 (ECA) は現在、以下の図の2つのみ。これら以外の全世界の海域が一般海域。

